

仕 様 書

1 自動販売機の規格等

- (1) 千円札、五百円硬貨、百円硬貨、五十円硬貨及び十円硬貨が使用できること。ただし、紙幣の改刷又は新硬貨の製造が行われた場合は、早急に新旧両方の紙幣又は硬貨に対応するものとする。
- (2) 商品の販売数及び販売額を確認できるカウンター又はこれに代わるものが設置してあること。
- (3) 設置する自動販売機の寸法は、(高さ180cm×幅100cm×奥行き80cm)程度とする。
また、設置する自動販売機の大さき等の規格、製造年月日をあらかじめ甲へ届出るものとし、倒壊防止等の安全策、設置・撤去の方法及び日時については、甲の指示に従うこと。
- (4) 設置する自動販売機のデザイン、表示事項等は、公共施設に設置するものとして相応しいものとする。
- (5) 設置する自動販売機を利用して、第三者の宣伝を行わないこと。ただし、甲が承認した場合は、この限りでない。
- (6) 設置する自動販売機は、可能な限りユニバーサルデザイン仕様のもの及び省エネルギータイプのものとする。
- (7) 設置する自動販売機は、新品又は製造後の経過年数が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第1条第1項において定義する耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）未満のものとする。
- (8) 設置した自動販売機が契約期間中に法定耐用年数を超えた場合は、新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。ただし、故障が少なく甲が支障がないと認める場合は、この限りでない。
- (9) 前2号の規定に関わらず、設置した自動販売機が頻繁に故障し、甲が支障があると認めた場合は、速やかに新品又は製造後の経過年数が法定耐用年数未満のものと交換すること。

2 商品の販売及び管理

- (1) 商品の販売に関し、官公庁の許可が必要になる場合は、乙の負担において許可を得ること。また、官公庁の指導があった場合は速やかに対応すること。
- (2) 酒類の販売は行わないこと。酒類とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類及びその類似品のことをいう。
- (3) 商品の容器はペットボトル又はボトル缶とすること。
- (4) 空容器を回収するため、ごみ箱を設置すること。また、ごみ袋も用意すること。設置場所は甲の指示に従うこと。
- (5) ごみは、週1回以上回収すること。また、ごみが多量に出た場合など、甲からの連絡があれば、速やかにごみを回収すること。
- (6) 商品に賞味期限があるものは期限までに置き換えを行う等、常に商品の品質管理及び自動販売機の衛生管理を適正に行うこと。
- (7) 商品の補充、つり銭の補充、売上代金の回収、空容器の回収を適正に行うこと。
- (8) 月に1回以上、機器の保守点検を行い、自動販売機を適正に管理すること。
- (9) 故障、商品・つり銭補充等の対応を受ける連絡先・方法を届出ること。この場合、土・日・祝日であっても確実に連絡ができる二次的連絡先・方法についても届出ること。
- (10) 故障、商品・つり銭切れ等の連絡を受けた場合は、土・日・祝日に関わらず速やかに対応する

こと。

- (11) 故障等自動販売機の管理及び販売商品に対する利用者からの苦情連絡先を自動販売機に表示するとともに、苦情があった場合は誠実に対応すること。

3 経費負担

- (1) 自動販売機の設置、撤去、商品の補充、売上代金の回収、空容器の回収、機器の保守及び故障対応等、自動販売機の管理に係る経費は、乙の負担とする。
- (2) 自動販売機の管理に係る経費のうち、光熱水費（電気料金）は、甲の負担とする。
- (3) 甲に対する販売手数料の支払いに係る振込手数料は、乙の負担とする。

1 設置する自動販売機

区 分	台 数	機種名・外寸法
清涼飲料水等の自動販売機 (ペットボトル・ボトル缶)	1 台	(H mm × W mm × L mm)

2 設置場所

広島市中区中島町1番5号

広島国際会議場 1階 C区画

